〔別表４〕【お支払い内容の詳細】

		給付金（特約名）	支払事由と金額	支払限度等
基本入院プラン		責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的として入院をしたときまたは手術を受けたとき、それぞれの給付金を支払います。		
		短期入院給付金 （短期入院特約）	１泊２日以上の入院をしたとき 入院給付金日額×入院日数（４日分まで）	１入院につき４日分、 通算60日分
		入院給付金 （主契約）	継続して５日以上入院したとき 入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めて４日）	１入院につき120日分、 通算700日分
		手術給付金 （手術給付特約）	所定の手術を受けたとき、手術１回につき 手術の種類に応じて入院給付金日額の40倍･20倍･10倍	同時に２種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか１種類の手術を受けたものとみなします。
生活習慣病入院保障	上乗せＡプラン	責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病（ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患）を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的として入院をしたときまたは手術を受けたとき、それぞれの給付金を支払います。		
		生活習慣病短期入院給付金 （生活習慣病短期入院特約）	１泊２日以上の入院をしたとき 生活習慣病入院給付金日額×入院日数（４日分まで）	１入院につき４日分、 通算60日分
		生活習慣病入院給付金 （生活習慣病入院特約）	継続して5日以上入院したとき 生活習慣病入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めて４日）	１入院につき120日分、 通算700日分
		生活習慣病手術給付金 （生活習慣病手術給付特約）	所定の手術を受けたとき、手術１回につき 手術の種類に応じて生活習慣病入院給付金日額の40倍･20倍･10倍	同時に２種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか１種類の手術を受けたものとみなします。
ガン・女性疾病入院保障	上乗せＢプラン（男性）	責任開始期以後に発病した所定のガンを直接の原因として、保険期間中に、治療を目的として入院をしたときまたは手術を受けたとき、それぞれの給付金を支払います。		
		ガン短期入院給付金 （ガン短期入院特約）	１泊２日以上の入院をしたとき ガン入院給付金日額×入院日数（４日分まで）	１入院につき４日分、 通算60日分
		ガン入院給付金 （ガン入院特約）	継続して5日以上入院したとき ガン入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めて４日）	１入院につき120日分、 通算700日分
		ガン手術給付金 （ガン手術給付特約）	所定の手術を受けたとき、手術１回につき 手術の種類に応じてガン入院給付金日額の40倍･20倍･10倍	同時に２種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか１種類の手術を受けたものとみなします。
	上乗せＢプラン（女性）	責任開始期以後に発病した所定の女性疾病（ガン･女性特有の疾病）＊を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的として入院をしたときまたは手術を受けたとき、それぞれの給付金を支払います。 ＊女性疾病…悪性新生物、乳房･女性性器または泌尿器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物、乳房および女性性器の疾患、妊娠・分娩および産じょく＜褥＞の合併症、卵巣機能障害、泌尿器系の疾患、貧血、甲状腺の疾患、循環器系の疾患、消化器系の疾患、慢性関節リウマチのうち所定の疾病		
		女性疾病短期入院給付金 （女性疾病短期入院特約）	１泊２日以上の入院をしたとき 女性疾病入院給付金日額×入院日数（４日分まで）	１入院につき４日分、 通算60日分
		女性疾病入院給付金 （女性疾病入院特約）	継続して5日以上入院したとき 女性疾病入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めて４日）	１入院につき120日分、 通算700日分
		女性疾病手術給付金 （女性疾病手術給付特約）	所定の手術を受けたとき、手術１回につき 手術の種類に応じて女性疾病入院給付金日額の40倍･20倍･10倍	同時に２種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか１種類の手術を受けたものとみなします。
三大疾病一時金保障	Ｃプラン	三大疾病診断給付金 （三大疾病診断給付特約）	責任開始期以後保険期間中に以下に該当した場合にお支払いします。 ①所定のガン（注）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき ②所定の急性心筋梗塞を発病し、60日以上労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき （労働制限を必要とする状態とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。） ③所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 三大疾病診断給付金はお支払いの条件に合致した都度お支払いします。 ただし、ガンを原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合で、当該給付金の支払いの原因となったガンおよび当該ガンから転移したと確認されたガン（原発巣（最初にガンが発生した場所）が同じであると保険会社が認めたガン）については、三大疾病診断給付金を支払いません。 また、急性心筋梗塞または脳卒中を原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合には、当該給付金の支払いの原因となった急性心筋梗塞または脳卒中（これらと医学上重要な関係があると保険会社が認めた疾病を含みます。）については三大疾病診断給付金を支払いません	（注）以下のガンは対象となりません。 （１）責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物 （２）上皮内ガン （３）皮膚ガン（皮膚の悪性黒色腫を除く）
介護状態一時金保障	Ｄプラン	介護給付金 （介護給付特約）	責任開始期以後に発生した傷害または発症した疾病を直接の原因として、保険期間中に「寝たきり」や「認知症」により、所定の要介護状態（公的介護保険の認定基準とは異なります）が180日以上継続したとき介護給付金をお支払いします。	介護給付金が支払われた場合には、その被保険者についての特約は消滅します。

※配偶者（基本入院プラン、上乗せＡ･Ｂプラン、Ｃ･Ｄプラン）とこども（基本入院プランのみ）については、家族特約（配偶者用･こども用）による給付金になります。
※給付金をお支払いできない場合があります。詳細は当パンフレットのP12をご覧ください。
※各種給付金（主契約部分を除く）の支払対象となる疾病および各種手術給付金の支払対象となる手術の種類･給付倍率については、大樹生命ホームページ https://www.taiju-life.co.jp/for_corporations/guidebook/ を参照願います。
※各給付金の支払限度日数については、契約が更新された場合にも更新前の支払日数（1入院、通算とも）が引き継がれます。
※各特約の通算支払限度に達した場合には、その特約は消滅します。

大樹－KB－2020－239

2020年度新規加入・増額のおすすめ

申込締切日（書類投函日）2020年 8/17（月）

「万が一」を心強くサポートします

日鍼会保障プラン

医療保障特約の制度がリニューアル！

NEW お知らせ①

2つのオプションプランが新登場しました！

①三大疾病一時金保障（Ｃプラン）
②ガン・女性疾病入院保障（上乗せＢプラン）
※詳しくはP5～6を参照ください。

NEW お知らせ②

医療保障特約を退会等により脱退した際、健康状態を問わず、大樹生命の個人保険（医療保険）に移行できるようになりました。

〇医療保障特約に２年超、継続加入されている方が対象です。
〇医療保障特約基本入院プラン3口（3,000円）以上に加入されている方が対象です。
※詳しくはP10を参照ください。

この機会に基本入院プランを3口以上に増口をご検討いただきますようお願いいたします！

医療保障特約の加入には、基本保障への加入が必要です。
申込方法…加入申込書、預金口座振替依頼書にご記入・ご押印のうえ、日鍼会事務局にご返送ください。

公益社団法人 日本鍼灸師会 組織委員会
〒170－0001 豊島区西巣鴨2－1－19 双葉ビル2階 TEL.03－5944－5089

お問い合わせ：大樹生命コールセンター

フリーダイヤル：0120－344－338

（受付時間　9:00 ～ 17:00（土日･祝日･年末年始（12/31 ～ 1/3）を除く））

※お問い合わせの際には、団体名「日本鍼灸師会」をお申し出ください。
※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただくことがございます。
※手術給付金に関しましては「正式な手術名」を事前にご確認のうえ、お問い合わせください。

引受保険会社：大樹生命保険株式会社

日鍼会保障プラン「基本保障」

（災害保障特約付こども災害保障特約付こども特約付団体定期保険）

加入対象

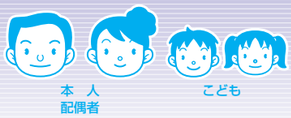

制度の特徴

特徴1 年１回の配当金があります。

１年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。
※配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

特徴2 配偶者・こどもも加入が可能です。

本人の加入が前提です。

特徴3 簡単な告知で加入手続きができます。

医師の診査は不要です。
※健康状態によって加入いただけない場合があります。

保障内容

	コース名	病気による死亡・高度障害（別表１）	不慮の事故（災害）による 死亡（所定の感染症（別表2）による死亡含む）	不慮の事故（災害）による 高度障害	不慮の事故（災害）による 身体障害（別表３）	不慮の事故（災害）による 入院（5日以上）
		死亡・高度障害保険金	死亡保険金＋災害保険金	高度障害保険金＋障害給付金(第１級)	障害給付金（第2級～第6級）	入院給付金（1日につき）
本人	1,000万円コース	万円 1,000	万円 2,000	万円 2,000	万円 700～100	円 15,000
本人	900万円コース	万円 900	万円 1,800	万円 1,800	万円 630～90	円 13,500
本人 配偶者	800万円コース	万円 800	万円 1,600	万円 1,600	万円 560～80	円 12,000
本人 配偶者	700万円コース	万円 700	万円 1,400	万円 1,400	万円 490～70	円 10,500
本人 配偶者	600万円コース	万円 600	万円 1,200	万円 1,200	万円 420～60	円 9,000
本人 配偶者	500万円コース	万円 500	万円 1,000	万円 1,000	万円 350～50	円 7,500
本人 配偶者 こども	400万円コース	万円 400	万円 800	万円 800	万円 280～40	円 6,000
本人 配偶者 こども	300万円コース	万円 300	万円 600	万円 600	万円 210～30	円 4,500
本人 配偶者 こども	200万円コース	万円 200	万円 400	万円 400	万円 140～20	円 3,000
本人 配偶者 こども	100万円コース	万円 100	万円 200	万円 200	万円 70～10	円 1,500
本人 配偶者 こども	50万円コース	万円 50	万円 100	万円 100	万円 35～5	円 750

保険金・給付金をお支払いする場合

	保険金・給付金名称	こんなときに保障します
主契約	死亡保険金	保険期間中に死亡した場合
主契約	高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態（P13 別表１）のうちいずれかに該当する状態になった場合
災害保障特約	災害保障	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内、かつ、保険期間中に以下に該当した場合
災害保障特約	災害保険金	死亡した場合（責任開始期以降に発病した所定の感染症（P13 別表2）による死亡を含む）
災害保障特約	障害給付金	給付割合表（P13 別表3）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合（災害保険金に給付割合表に定める給付割合を乗じて得られる金額をお支払い）
災害保障特約	入院給付金	日本における病院または診療所またはこれと同等とみなされる日本国外の医療施設で入院を開始し、入院日数が5日以上となった場合（120日分（更新前の入院日数を含みます。）を限度として、災害保険金額の1,000分の1.5に入院日数を乗じて得られる金額を１日目からお支払い）

※保険金・給付金をお支払いできない場合があります。詳細はP12「免責・解除等について」をご覧ください。

ご意向（ニーズ）確認のお願い

団体定期保険

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、掛金、保険期間、保険金額等について申込者さま全員（配偶者・こども含む）のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

日鍼会保障プラン「基本保障」

（災害保障特約付こども災害保障特約付こども特約付団体定期保険）

加入対象

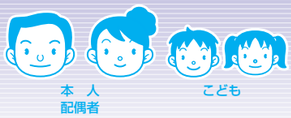

半年払掛金（概算）

【本人・配偶者】

（単位：円）

保険年齢	生年月日	性別	本人 配偶者 50万円コース	100万円コース	200万円コース	300万円コース	400万円コース	500万円コース
15歳～35歳	S60.5.2～H17.11.1	男性	1,078	2,155	4,310	6,465	8,620	10,775
		女性	934	1,866	3,732	5,598	7,464	9,330
36歳～40歳	S55.5.2～S60.5.1	男性	1,154	2,308	4,616	6,924	9,232	11,540
		女性	1,054	2,107	4,214	6,321	8,428	10,535
41歳～45歳	S50.5.2～S55.5.1	男性	1,281	2,561	5,122	7,683	10,244	12,805
		女性	1,122	2,243	4,486	6,729	8,972	11,215
46歳～50歳	S45.5.2～S50.5.1	男性	2,164	4,328	8,656	12,984	17,312	21,640
		女性	2,035	4,069	8,138	12,207	16,276	20,345
51歳～55歳	S40.5.2～S45.5.1	男性	2,322	4,643	9,286	13,929	18,572	23,215
		女性	2,126	4,251	8,502	12,753	17,004	21,255
56歳～60歳	S35.5.2～S40.5.1	男性	2,545	5,090	10,180	15,270	20,360	25,450
		女性	2,220	4,439	8,878	13,317	17,756	22,195
61歳～65歳	S30.5.2～S35.5.1	男性	2,930	5,860	11,720	17,580	23,440	29,300
		女性	2,366	4,730	9,460	14,190	18,920	23,650
66歳～70歳	S25.5.2～S30.5.1	男性	3,467	6,933	13,866	20,799	27,732	34,665
		女性	2,572	5,142	10,284	15,426	20,568	25,710
71歳	S24.5.2～S25.5.1	男性	3,975	7,950	加入できません			
		女性	2,832	5,662				
72歳	S23.5.2～S24.5.1	男性	4,205	8,409				
		女性	2,952	5,903				
73歳	S22.5.2～S23.5.1	男性	4,471	8,941				
		女性	3,093	6,185				
74歳	S21.5.2～S22.5.1	男性	4,779	9,558				
		女性	3,249	6,497				
75歳	S20.5.2～S21.5.1	男性	5,144	10,288				
		女性	3,418	6,835				

【こども】

（単位：円）

保険年齢	生年月日	性別	50万円コース	100万円コース	200万円コース	300万円コース	400万円コース
3歳～22歳	H10.5.2～H30.5.1	男女共通	645	1,290	2,580	3,870	5,160

加入にあたってのご注意

・配偶者、こどものお申し込みにあたっては、被保険者となることへの同意および本人の加入が必要です。
・こどもが加入する場合は、加入資格のあるこどもは全員加入してください。また、保険金額は全員同一としてください。
・配偶者・こどもは本人の加入する保険金額を超えることはできません。
・本人・配偶者の新規加入は更新時70歳6ヶ月までです。
　既に加入されている場合、更新時75歳6ヶ月以下の方は100万円コースを限度に継続加入できます。増額はできません。

半年払掛金（概算）

【本人・配偶者】

（単位：円）

保険年齢	生年月日	性別	本人 配偶者 600万円コース	700万円コース	800万円コース	900万円コース	1,000万円コース
15歳～35歳	S60.5.2～H17.11.1	男性	12,930	15,085	17,240	19,395	21,550
		女性	11,196	13,062	14,928	16,794	18,660
36歳～40歳	S55.5.2～S60.5.1	男性	13,848	16,156	18,464	20,772	23,080
		女性	12,642	14,749	16,856	18,963	21,070
41歳～45歳	S50.5.2～S55.5.1	男性	15,366	17,927	20,488	23,049	25,610
		女性	13,458	15,701	17,944	20,187	22,430
46歳～50歳	S45.5.2～S50.5.1	男性	25,968	30,296	34,624	38,952	43,280
		女性	24,414	28,483	32,552	36,621	40,690
51歳～55歳	S40.5.2～S45.5.1	男性	27,858	32,501	37,144	41,787	46,430
		女性	25,506	29,757	34,008	38,259	42,510
56歳～60歳	S35.5.2～S40.5.1	男性	30,540	35,630	40,720	45,810	50,900
		女性	26,634	31,073	35,512	39,951	44,390
61歳～65歳	S30.5.2～S35.5.1	男性	35,160	41,020	46,880	52,740	58,600
		女性	28,380	33,110	37,840	42,570	47,300
66歳～70歳	S25.5.2～S30.5.1	男性	41,598	48,531	55,464	62,397	69,330
		女性	30,852	35,994	41,136	46,278	51,420
71歳	S24.5.2～S25.5.1	男性	加入できません				
		女性					
72歳	S23.5.2～S24.5.1	男性					
		女性					
73歳	S22.5.2～S23.5.1	男性					
		女性					
74歳	S21.5.2～S22.5.1	男性					
		女性					
75歳	S20.5.2～S21.5.1	男性					
		女性					

※上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後算出し、初回より正規掛金を適用します。
　（ただし、こどもの掛金は確定です。）
※上記掛金（本人・配偶者）には制度運営費（加入コースにおける加入額100万円につき150円）が含まれます。
※制度運営費とは、公益社団法人日本鍼灸師会組織委員会が、この制度の運営に際して要する費用です。
※掛金のうち次の額が、年齢に関係なく、災害保障特約の保険料となります。
　保険金額100万円あたり／【本人・配偶者】男性：906円、女性：817円　【こども】男女共通880円

日鍼会保障プラン「医療保障特約」

（無配当医療保障保険（団体型））

加入対象

医療保障特約の加入には、基本保障への加入が必要です。

制度の特徴

特徴1　お手頃な保険料で1泊2日の入院から保障します。

無配当かつ、スケールメリットを活かしたお手頃な保険料で、短期の入院も保障します。

特徴2　手術の保障もあります。

所定の手術を受けたとき、入院の有無にかかわらず手術給付金をお支払いします。

特徴3　病気やケガを保障する基本入院プランに加え、オプションプランもご用意しています。

ニーズにあわせて上乗せ・追加してご加入いただけます。

特徴4　保険料は介護医療保険料控除が受けられます。

保険料は所得控除の対象となります。（所得税法第76条）

NEW　2つのオプションプランが新登場しました！

1　三大疾病一時金保障（Cプラン）

ガン・急性心筋梗塞・脳卒中と診断され、所定のお支払事由に該当したとき、**一時金**をお支払いします！

2　ガン・女性疾病入院保障（上乗せBプラン）

所定の**ガン**または所定の**女性疾病**を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的として**入院・手術**を受けたとき、給付金をお支払いします！

保障内容

❶基本入院プラン

こんなときに保障します		病気やケガによる 入院（1日あたり）入院給付金日額	病気やケガによる 手術（1回につき）手術給付金
本　人	5口	5,000円	20・10・5万円
	4口	4,000円	16・8・4万円
本　人 配偶者 こども	3口	3,000円	12・6・3万円
	2口	2,000円	8・4・2万円
	1口	1,000円	4・2・1万円

支払事由の詳細はP.19〔別表4〕【お支払い内容の詳細】をご確認ください。
給付金をお支払いできない場合があります。詳細はP.12「免責・解除等について」およびP.18「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご確認ください。

※②上乗せ入院オプションプラン、③一時金オプションプランの加入は、①基本入院プランの加入が条件です。
※②上乗せ入院オプションプランは①基本入院プランの口数以下で加入してください。
※各手術給付金は手術の種類に応じて1回につき各入院給付金日額の40・20・10倍をお支払いします。

＊1 所定の生活習慣病とは、ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患をいいます。
＊2 所定の女性疾病とは、ガン・女性特有の疾病をいいます。
＊3 所定の三大疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）と診断され、所定の状態となった場合にお支払いします。

❷上乗せ入院オプションプラン　基本入院プランに上乗せ！

生活習慣病入院保障（上乗せAプラン）

こんなときに保障します		所定の生活習慣病＊1による 入院（1日あたり）生活習慣病入院給付金日額	所定の生活習慣病＊1による 手術（1回につき）生活習慣病手術給付金
本　人	5口	5,000円	20・10・5万円
	4口	4,000円	16・8・4万円
本　人 配偶者	3口	3,000円	12・6・3万円
	2口	2,000円	8・4・2万円
	1口	1,000円	4・2・1万円

NEW！ ガン・女性疾病入院保障（上乗せBプラン）

こんなときに保障します		＜男性＞所定のガンによる 入院（1日あたり）ガン入院給付金日額	＜男性＞所定のガンによる 手術（1回につき）ガン手術給付金
本　人	5口	5,000円	20・10・5万円
	4口	4,000円	16・8・4万円
本　人 配偶者	3口	3,000円	12・6・3万円
	2口	2,000円	8・4・2万円
	1口	1,000円	4・2・1万円

こんなときに保障します		＜女性＞所定の女性疾病＊2による 入院（1日あたり）女性疾病入院給付金日額	＜女性＞所定の女性疾病＊2による 手術（1回につき）女性疾病手術給付金
本　人	5口	5,000円	20・10・5万円
	4口	4,000円	16・8・4万円
本　人 配偶者	3口	3,000円	12・6・3万円
	2口	2,000円	8・4・2万円
	1口	1,000円	4・2・1万円

❸一時金オプションプラン　基本入院プランに追加！

NEW！ 三大疾病一時金保障（Cプラン）

こんなときに保障します		所定の三大疾病と診断されたとき＊3 一時金
給付金名称		三大疾病診断給付金
本　人 配偶者	1口	100万円

介護状態一時金保障（Dプラン）

こんなときに保障します		所定の要介護状態になったとき 一時金
給付金名称		介護給付金
本　人 配偶者	1口	100万円

半年払保険料（概算）

※下記保険料は、主契約の被保険者数（配偶者・こどもは含みません）が100～199名の場合の概算半年払保険料です。加入者数が増減した場合には保険料も変動します。正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。

（単位：円）

保険年齢	生年月日	基本入院プラン				
		本人				
				配偶者		
		5口	4口	3口	2口	1口
15歳～19歳	H13.5.2～H17.11.1	5,090	4,072	3,054	2,036	1,018
20歳～24歳	H8.5.2～H13.5.1	6,325	5,060	3,795	2,530	1,265
25歳～29歳	H3.5.2～H8.5.1	7,175	5,740	4,305	2,870	1,435
30歳～34歳	S61.5.2～H3.5.1	7,470	5,976	4,482	2,988	1,494
35歳～39歳	S56.5.2～S61.5.1	7,385	5,908	4,431	2,954	1,477
40歳～44歳	S51.5.2～S56.5.1	8,085	6,468	4,851	3,234	1,617
45歳～49歳	S46.5.2～S51.5.1	9,205	7,364	5,523	3,682	1,841
50歳～54歳	S41.5.2～S46.5.1	11,380	9,104	6,828	4,552	2,276
55歳～59歳	S36.5.2～S41.5.1	14,230	11,384	8,538	5,692	2,846
60歳～64歳	S31.5.2～S36.5.1	18,935	15,148	11,361	7,574	3,787
65歳～69歳	S26.5.2～S31.5.1	26,490	21,192	15,894	10,596	5,298
70歳～74歳	S21.5.2～S26.5.1	34,845	27,876	20,907	13,938	6,969

（単位：円）

保険年齢	生年月日	基本入院プラン		
		こども		
		3口	2口	1口
3歳～22歳	H10.5.2～H30.5.1	3,210	2,140	1,070

（単位：円）

保険年齢	生年月日	生活習慣病入院保障（上乗せAプラン）				
		本人				
				配偶者		
		5口	4口	3口	2口	1口
15歳～19歳	H13.5.2～H17.11.1	620	496	372	248	124
20歳～24歳	H8.5.2～H13.5.1	620	496	372	248	124
25歳～29歳	H3.5.2～H8.5.1	620	496	372	248	124
30歳～34歳	S61.5.2～H3.5.1	825	660	495	330	165
35歳～39歳	S56.5.2～S61.5.1	1,120	896	672	448	224
40歳～44歳	S51.5.2～S56.5.1	1,645	1,316	987	658	329
45歳～49歳	S46.5.2～S51.5.1	2,530	2,024	1,518	1,012	506
50歳～54歳	S41.5.2～S46.5.1	3,680	2,944	2,208	1,472	736
55歳～59歳	S36.5.2～S41.5.1	5,115	4,092	3,069	2,046	1,023
60歳～64歳	S31.5.2～S36.5.1	7,645	6,116	4,587	3,058	1,529
65歳～69歳	S26.5.2～S31.5.1	11,055	8,844	6,633	4,422	2,211
70歳～74歳	S21.5.2～S26.5.1	15,995	12,796	9,597	6,398	3,199

（単位：円）

保険年齢	生年月日	ガン・女性疾病入院保障				
		上乗せBプラン（男性）				
		5口	4口	3口	2口	1口
15歳～19歳	H13.5.2～H17.11.1	320	256	192	128	64
20歳～24歳	H8.5.2～H13.5.1	320	256	192	128	64
25歳～29歳	H3.5.2～H8.5.1	320	256	192	128	64
30歳～34歳	S61.5.2～H3.5.1	350	280	210	140	70
35歳～39歳	S56.5.2～S61.5.1	410	328	246	164	82
40歳～44歳	S51.5.2～S56.5.1	645	516	387	258	129
45歳～49歳	S46.5.2～S51.5.1	1,000	800	600	400	200
50歳～54歳	S41.5.2～S46.5.1	1,645	1,316	987	658	329
55歳～59歳	S36.5.2～S41.5.1	2,525	2,020	1,515	1,010	505
60歳～64歳	S31.5.2～S36.5.1	3,790	3,032	2,274	1,516	758
65歳～69歳	S26.5.2～S31.5.1	5,290	4,232	3,174	2,116	1,058
70歳～74歳	S21.5.2～S26.5.1	6,055	4,844	3,633	2,422	1,211

（単位：円）

保険年齢	生年月日	ガン・女性疾病入院保障					三大疾病一時金保障（Cプラン）	介護状態一時金保障（Dプラン）
		上乗せBプラン（女性）					本人・配偶者	本人・配偶者
		5口	4口	3口	2口	1口	1口	1口
15歳～19歳	H13.5.2～H17.11.1	1,970	1,576	1,182	788	394	290	60
20歳～24歳	H8.5.2～H13.5.1	3,205	2,564	1,923	1,282	641	290	60
25歳～29歳	H3.5.2～H8.5.1	3,790	3,032	2,274	1,516	758	530	60
30歳～34歳	S61.5.2～H3.5.1	3,735	2,988	2,241	1,494	747	1,060	60
35歳～39歳	S56.5.2～S61.5.1	3,495	2,796	2,097	1,398	699	1,940	60
40歳～44歳	S51.5.2～S56.5.1	3,500	2,800	2,100	1,400	700	3,120	180
45歳～49歳	S46.5.2～S51.5.1	3,910	3,128	2,346	1,564	782	4,880	350
50歳～54歳	S41.5.2～S46.5.1	4,350	3,480	2,610	1,740	870	6,760	880
55歳～59歳	S36.5.2～S41.5.1	4,850	3,880	2,910	1,940	970	10,350	1,470
60歳～64歳	S31.5.2～S36.5.1	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111	15,640	2,350
65歳～69歳	S26.5.2～S31.5.1	6,880	5,504	4,128	2,752	1,376	22,400	4,060
70歳～74歳	S21.5.2～S26.5.1	8,290	6,632	4,974	3,316	1,658	38,460	7,290

加入にあたってのご注意

・配偶者、こどものお申し込みにあたっては、被保険者となることへの同意および本人の基本入院プランへの加入が必要です。
・こどもは基本入院プランのみに加入できます。（オプションプランには加入できません）
・こどもが加入する場合は、加入資格のあるこどもは全員加入してください。また、加入口数は全員同一としてください。
・基本入院プランにおいて、配偶者・こどもは本人の加入する口数を超えることはできません。
・上乗せAプラン・Bプランの加入口数は、基本入院プラン以下としてください。
・配偶者が上乗せAプラン・Bプラン、Cプラン、Dプランに加入する場合は本人の当該オプションプランへの加入が必要です。
・上乗せAプラン・Bプランにおいて、配偶者は本人の加入する口数を超えることはできません。
・本人・配偶者の新規加入は更新時65歳6ヶ月までです。既に加入されている場合、更新時74歳6ヶ月以下の方は継続加入できます。増額はできません。

参考データ

■ガン罹患者数（推計値） ※全部位（上皮内ガン含む）

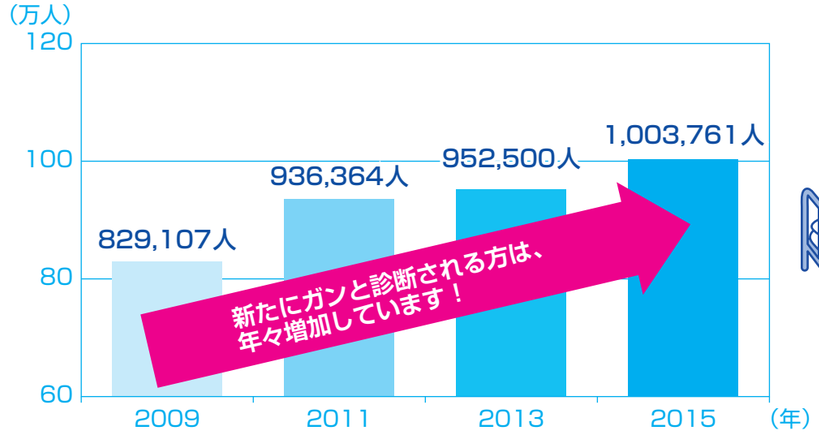

国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」（全国がん罹患モニタリング集計（MCIJ））
「地域がん登録 全国推計値：がん罹患データ（1975年～2015年）」に基づき大樹生命にて作成

■ガンの再発率

一度ガンにかかると、再発や転移も心配です。

胃ガンⅡ期 術後5年以内の再発率 **19%**	乳ガン 術後10年以内の再発率 **23%**
肝ガン 術後3年以内の再発率 **50%**	

出典：新日本保険新聞社「2019年1月版こんなにかかる医療費」

ご意向（ニーズ）確認のお願い

無配当医療保障保険（団体型）

この保険は、病気やけがによる所定の入院等の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容等（主に以下の内容）について申込者さま全員（配偶者・こども含む）のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- □保障内容（目的とする給付事由が含まれていますか）
- □保険料（保険料の水準、払込方法、払込期間はニーズに合致していますか）
- □保障額（給付金額は必要な金額となっていますか）
- □保険期間（目的とする期間の保障となっていますか）
- □配当金（配当金のない商品です。ニーズに合致していますか）

［モデル加入例］男性

基本入院プラン3口（3,000円）＋ガン入院保障3口（3,000円）＋三大疾病一時金保障1口（100万円）に加入した場合

保険年齢	基本入院プラン		ガン入院保障		三大疾病一時金保障		半年払保険料（概算）
51歳	6,828円	＋	987円	＋	6,760円	＝	14,575円
63歳	11,361円	＋	2,274円	＋	15,640円	＝	29,275円

［モデル加入例］女性

基本入院プラン3口（3,000円）＋女性疾病入院保障3口（3,000円）＋三大疾病一時金保障1口（100万円）に加入した場合

保険年齢	基本入院プラン		女性疾病入院保障		三大疾病一時金保障		半年払保険料（概算）
52歳	6,828円	＋	2,610円	＋	6,760円	＝	16,198円

（ご参考）医療保障特約　退会等の終身保障への移行について

●退会等（＊）による制度脱退時に、保険期間が終身の医療保険へ無診査・無告知で移行することができます。

※医療保障特約に2年超、継続加入されている等所定の条件があります。
※移行後の商品および取扱内容は、移行時に決まります。
※移行後の商品は、大樹生命の個人保険商品です。
※移行には医療保障特約に基本入院プラン3口（入院給付金日額3,000円）以上でのご加入が必要です。

＜イメージ図＞

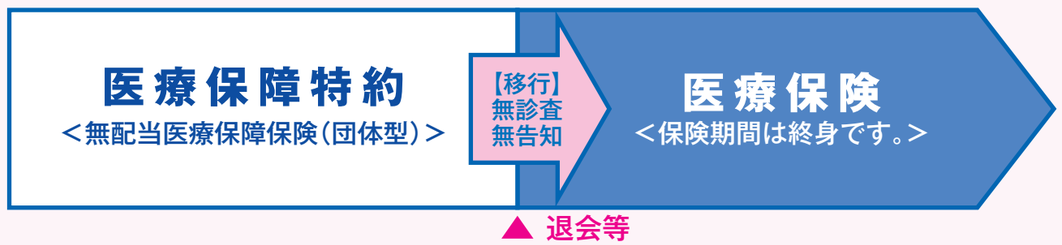

＊退会等とは、退会や継続年齢満了（更新時74歳6か月超）による制度脱退を指します。

この機会に基本入院プランの3口以上への増口をご検討ください。

お取扱い内容一覧

		基本保障	医療保障特約
加入資格	会員（本人）・配偶者	申込日現在健康で正常に勤務または生活している2020年11月1日現在満15歳以上70歳6ヶ月以下（昭和25年5月2日～平成17年11月1日生まれ）の日本鍼灸師会会員およびその配偶者。既加入者で、更新時75歳6ヶ月以下（昭和20年5月2日以降生まれ）の方は、100万円コース（P3参照）を限度に継続加入することができます。増額はできません。	申込日現在健康で正常に勤務または生活している2020年11月1日現在満15歳以上65歳6ヶ月以下（昭和30年5月2日～平成17年11月1日生まれ）の日本鍼灸師会会員およびその配偶者。既加入者で更新時74歳6ヶ月以下（昭和21年5月2日以降生まれ）の方は継続加入することができます。増額はできません。
	こども	会員が扶養するこどもで、申込日現在健康で正常に生活している2020年11月1日現在2歳6ヶ月を超え22歳6ヶ月以下（平成10年5月2日～平成30年5月1日生まれ）の方。	
配偶者・こどもの加入		・配偶者とは、公的医療保険制度（健康保険）の加入者で、かつ、本人と同一戸籍の方です。 ・こどもとは、本人が加入する公的医療保険制度（健康保険）の被扶養者で、かつ、同一戸籍の方です。 ・夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。	
責任開始期（加入日）		2020年11月1日	
保険期間		2020年11月1日～ 2021年10月31日までの1年間	
中途の加入・金額変更・脱退		2021年5月1日加入のみ取扱います。保険期間は次回更新までの6ヶ月間です。保険期間途中での脱退（脱会を除く）・保険金額の変更はできません。	できません。
掛金（保険料）の引き落し		毎年4月・10月の各6日（休日の場合は翌営業日）に所定の金融機関口座から収納事務代行会社の三生収納サービス（株）により自動振替されます。 ・掛金（保険料）の引き落しができなかった場合は、翌月に再度自動振替を行ないます。その際引き落しができなかった場合は当該払込期月にさかのぼり自動脱退扱いとなります。	
脱退		・本人が（公社）日本鍼灸師会を脱退（死亡・高度障害（医療保障特約においては死亡のみ）を含む）した場合には、当制度から脱退していただきます。 ・本人が脱退（死亡・高度障害（医療保障特約においては死亡のみ）を含む）となった場合には、配偶者・こどもも同時脱退となります。 ・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。	
配当金		年1回 ※ご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。	ありません。
保険金・給付金の受取人		死亡保険金の受取人はご家族を指定してください。指定のない場合は約款によります。 ※遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。 災害保険金の受取人は、死亡保険金受取人です。 高度障害保険金・障害給付金・入院給付金の受取人は、被保険者です。	●各給付金の受取人は家族分も含めて本人（主契約の被保険者）となります。 ※本人の給付金支払いに際し、提出された診断書上に対象となる傷病名が記載されていれば、本人が了知している（告知を受けている）ものとして本人に各給付金をお支払いします。 【代理請求人について】 Cプランの三大疾病診断給付金、Dプランの介護給付金については、申込書にて代理請求人の指定が可能です。詳細は「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご確認ください。
掛金（保険料）の税務		〈基本保障〉 お払い込みいただいた掛金から制度運営費、災害保障特約の保険料および配当金を差し引いた金額が一般生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条） 〈医療保障特約〉 お払い込みいただいた保険料は、全額が介護医療保険料控除の対象となります。（所得税法第76条） 控除証明書の発行を希望される方は、日鍼会事務局までご連絡ください。	
保険金・給付金の税務		・本人の死亡保険金・災害保険金は、保険金受取人が本人の法定相続人のとき「500万円×法定相続人数」まで非課税です。（相続税法第3条、第12条） ・被保険者が受け取る高度障害保険金、各種給付金は非課税です。（所得税法施行令第30条）	
引受保険会社		大樹生命保険株式会社（引受割合100%） ※上記の引受保険会社は各ご加入者の加入額のうち、その引受割合による保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社は2020年5月1日現在のものであり今後変更することがあります。	
制度の運営		・当パンフレットは、団体定期保険、無配当医療保障保険（団体型）に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。	

※税務については、2020年4月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違する場合があります。
個別の取扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。

免責・解除等について

保険金・給付金をお支払いできない場合

次のような場合には免責または解除等となり、保険金・給付金をお支払いできませんので、お申し込みに際し、特にご注意ください。また、増額された場合には、増額部分についても適用されます。

1. 解除等によりお支払いできない場合　基本保障・医療保障特約

●告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
●保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
●保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があって保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき

2. 免責等によりお支払いできない場合

基本保障

【死亡保険金、高度障害保険金について】
①被保険者が加入から１年以内に自殺したとき
②保険契約者または保険金受取人の故意によるとき
③被保険者が故意に高度障害状態となったとき
④戦争、その他の変乱によるとき（ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります）
⑤高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません

基本保障、医療保障特約

【災害保険金、障害給付金、入院給付金、手術給付金、介護給付金、三大疾病診断給付金について】
●災害保険金・障害給付金・基本保障の入院給付金…①～⑥、⑧⑨⑩が該当
●医療保障特約の（短期）入院給付金・手術給付金…①～⑩が該当
●生活習慣病（短期）入院給付金・生活習慣病手術給付金・ガン（短期）入院給付金・ガン手術給付金・女性疾病（短期）入院給付金・女性疾病手術給付金・三大疾病診断給付金…⑩が該当
●介護給付金…①②⑦⑨⑩⑪が該当
①保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
②被保険者の犯罪行為によるとき
③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
⑦被保険者の薬物依存によるとき
⑧地震、噴火、津波によるとき（ただし、その程度に応じて、保険金・給付金を全額または削減してお支払いすることがあります）
⑨戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度に応じて、保険金・給付金を全額または削減してお支払いすることがあります）
⑩保険金・給付金の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、医療保障特約は加入（増額）日から起算して２年を経過した後に開始した入院・手術については、加入（増額）日以後の原因によるものとして入院給付金・手術給付金をお支払いします
⑪被保険者の自殺行為によるとき
●その他詳細については約款に基づき運営されます。

生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合せください。
（生命保険契約者保護機構　TEL：03-3286-2820　ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/）

個人情報の取扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、（公社）日本鍼灸師会（保険契約者）は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのため使用し、（公社）日本鍼灸師会が保険契約を締結する引受保険会社（大樹生命保険株式会社）へ提出します。
引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また（公社）日本鍼灸師会に上記目的の範囲内で提供します。
なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、（公社）日本鍼灸師会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があり、あるいは、再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

基本保障

［別表１］「高度障害保険金の支払対象となる所定の高度障害状態」

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

［別表２］「所定の感染症」

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎<ポリオ>、ラッサ熱、クリミヤ･コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定めるものに限ります。)

［別表３］給付割合表

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢を永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

医療保障特約

用語の定義	【入院】 医師（保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含む）による治療（柔道整復師による施術を含む）が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、所定の「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 （注）治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」には該当しません。 【病院または診療所】 「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）またはこれと同等と保険会社が認めた日本国外にある医療施設とします。
主契約の入院給付金に関する補定	●その被保険者についての責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であることを要します。 （注）被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての責任開始期以後の原因によるものとみなします。 ●2回以上入院された場合 被保険者が入院給付金のお支払い事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が、同一か医学上重要な関係があると保険会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 ●転入院または再入院した場合 入院給付金のお支払いについて、被保険者が転入院または再入院をした場合には、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、保険会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。 ●入院中に保険期間が満了した場合 被保険者が入院給付金のお支払い事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分を更新しない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。 ●入院した原因が複数である場合 被保険者が入院給付金のお支払い事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。 ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
医療保障保険契約内容登録制度	**「医療保障保険契約内容登録制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について** 無配当医療保障保険（団体型）、医療保障保険（団体型）または医療保障保険（個人型）（以下「医療保障保険」といいます。）にご契約いただいた場合、引受保険会社（大樹生命保険株式会社）は、生命保険制度が健全に運営され、入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、下記のとおり、引受保険会社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。 **「医療保障保険契約内容登録制度」について** あなたのご契約内容が登録されます。 ●引受保険会社は、（一社）生命保険協会および（一社）生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、引受保険会社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。 ●医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、引受保険会社は、（一社）生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。 ●（一社）生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、（一社）生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。 ●各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。 ●引受保険会社の医療保障保険契約に関する登録事項については、引受保険会社［大樹生命保険株式会社］が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、引受保険会社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、引受保険会社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、引受保険会社の担当者にお問い合わせください。 【登録事項】（1）被保険者の氏名、生年月日および性別（2）保険契約の種類（3）治療給付率 （4）入院給付金日額（5）保険契約者名（6）契約日 その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。 ※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

特に重要なお知らせ（契約概要）
団体定期保険

・この『特に重要なお知らせ（契約概要）』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者およびこどもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
・契約概要に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各項目の詳細については、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、P16の「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」についてもご確認ください。

1．商品名称
災害保障特約付こども災害保障特約付こども特約付団体定期保険

2．商品の特徴
この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間１年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

イメージ図

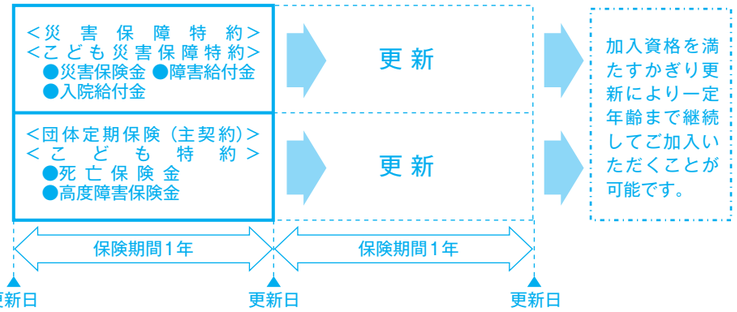

※保障内容、掛金、加入資格等の制度内容は当パンフレットをご参照ください。
※加入保険金額は当パンフレットより選択してご加入ください。

3．保険期間について
・保険期間は１年間です（中途加入の場合は、次の更新日の前日までです）。
・更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として１年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。また、具体的な保険期間・更新の限度につきましては当パンフレットをご参照ください。
・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

4．保険金・給付金をお支払いする主な事由
【主契約・こども特約部分】
保険金をお支払いする主な事由は次のとおりです。死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

死亡保険金	保険期間中に死亡した場合
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合

【災害保障特約・こども災害保障特約部分】
保険金・給付金をお支払いする主な事由は、「責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内でかつ保険期間中」に次の状態に該当した場合です。

災害保険金	死亡した場合
障害給付金	所定の身体障害の状態に該当した場合
入院給付金	5日以上治療を目的として入院した場合（120日を限度として1日目からお支払いします。）

※災害保険金については、責任開始期以後発病した所定の感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合もお支払い対象となります。

5．掛金について
掛金は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。
掛金、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

6．配当金について
この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。
配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受生命保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

7．返戻金について
この保険には、脱退による返戻金はありません。

8．お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について
P16の「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご参照ください。

9．生命保険協会の「生命保険相談所」について
この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス；https://www.seiho.or.jp/）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10．引受生命保険会社
この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受生命保険会社から委託を受けて事務を行いますが、引受生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。引受生命保険会社については当パンフレットをご確認ください。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。
［事務幹事会社］大樹生命保険株式会社　本店：〒100－8123　東京都千代田区大手町２－１－１

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）
団体定期保険

・この『特に重要なお知らせ（注意喚起情報）』は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者およびこどもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
・各項目の詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、P15の「特に重要なお知らせ（契約概要）」についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことがらについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

1．健康状態について、加入申込者ご本人がありのままを告知してください（告知義務）。
現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、掛金負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受生命保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、配偶者やこどもが加入される場合には、その配偶者やこどもにも内容を周知いただきますようお願いいたします。

2．生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しいただいても告知したことになりません。
生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

3．傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするものではありません。
引受生命保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

4．告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。解除した場合には、保険金・給付金はお支払いできません。また、すでに払い込まれた掛金は返金されません。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなることがあります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた掛金は返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

1．お申込みの撤回について
この保険へのご加入のお申込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

2．責任開始期について
・ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受生命保険会社がご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は所定の「加入（増額）日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件（加入者数等）を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
・生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3．遺言による死亡保険金受取人の変更について
遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

4．返戻金について
P15の「特に重要なお知らせ（契約概要）」をご参照ください。

5．生命保険協会の「生命保険相談所」について
P15の「特に重要なお知らせ（契約概要）」をご参照ください。

6．保険金・給付金をお支払いできない主な事由について
○保険金・給付金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。詳細は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
＊加入（増額）日から1年以内の被保険者の自殺によるとき
＊戦争その他の変乱によるとき
＊保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
＊告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
＊保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があって保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき
＊保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
＊高度障害保険金・災害保険金・障害給付金・入院給付金については、原因となる傷害・疾病が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その傷害や疾病等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません

【高度障害保険金の場合】

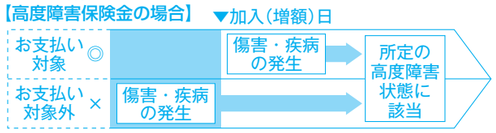

○特約の保険金・給付金については、上記に加え、以下の事由も対象となります。
＊被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
＊被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
＊被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
＊被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
＊被保険者の犯罪行為によるとき
＊地震・噴火または津波によるとき

7．生命保険契約者保護機構について
この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
（お問い合わせ先）生命保険契約者保護機構　TEL:03-3286-2820
ホームページアドレス：https://www.seihohogo.jp/

8．信用リスクについて
保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

9．個人情報の取扱いについて
この保険の運営にあたっては、ご加入者さまの個人情報をお取扱いします。ご加入の際には、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照いただき、同意のうえお申込みください。

10．お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について
●お手続きおよびご照会窓口について
この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。
●保険金・給付金のお支払いに関するお手続きについて
・保険金・給付金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。
・お支払い事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットにも記載しておりますので、併せてご確認ください。
・保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。
［保険契約者連絡先］
公益社団法人　日本鍼灸師会　事務局　TEL 03-5944-5089
●ご相談・苦情窓口について
この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。
［引受生命保険会社連絡先］
大樹生命保険株式会社　法人サポートグループ　03-6831-8867

特に重要なお知らせ（契約概要）
無配当医療保障保険（団体型）

・この『特に重要なお知らせ（契約概要）』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者およびこどもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
・契約概要に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各項目の詳細については、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、P18の「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」についてもご確認ください。

1．商品名称

この制度は、無配当医療保障保険（団体型）（以下「主契約」）および以下の特約により運営されます。
［特約］家族特約（配偶者用）、家族特約（こども用）、短期入院特約、手術給付特約、生活習慣病入院特約、生活習慣病短期入院特約、生活習慣病手術給付特約、ガン入院特約、ガン短期入院特約、ガン手術給付特約、女性疾病入院特約、女性疾病短期入院特約、女性疾病手術給付特約、三大疾病診断給付特約、介護給付特約

2．商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、病気やけがによる所定の入院等の保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間１年の保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

イメージ図

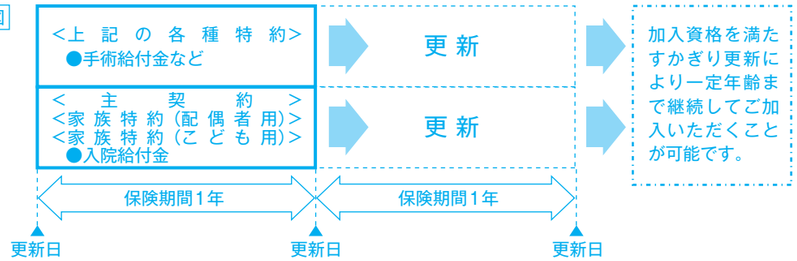

※保障内容、保険料、加入資格等の制度内容は当パンフレットをご参照ください。
※加入する入院給付金日額は当パンフレットより選択してご加入ください。

3．保険期間について

・保険期間は１年間です。
・更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として１年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。また、具体的な保険期間・更新の限度につきましては当パンフレットをご参照ください。
・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

4．保険料について

保険料は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。
保険料、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

5．給付金をお支払いする主な事由

給付金をお支払いする主な事由は次のとおりです。お支払い事由、お支払い金額、お支払い限度等の給付金に関する詳細は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

○責任開始期以後の傷害または疾病によって以下のお支払い事由に該当した場合

名称	お支払い事由
入院給付金	治療を目的として保険期間中に5日以上継続して入院した場合
短期入院給付金	治療を目的として保険期間中に2日以上継続して入院した場合
手術給付金	治療を目的として保険期間中に所定の手術を受けた場合

○責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病によって以下のお支払い事由に該当した場合

名称	お支払い事由
生活習慣病入院給付金	治療を目的として保険期間中に5日以上継続して入院した場合
生活習慣病短期入院給付金	治療を目的として保険期間中に2日以上継続して入院した場合
生活習慣病手術給付金	治療を目的として保険期間中に所定の手術を受けた場合

○その他
この制度には上記の他、ガン（短期）入院給付金、ガン手術給付金、女性疾病（短期）入院給付金、女性疾病手術給付金、三大疾病診断給付金、介護給付金があります。お支払いする事由等は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

6．配当金について

この保険には配当金はありません。

7．返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8．お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

P18の「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご参照ください。

9．生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス；https://www.seiho.or.jp/）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として１ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10．引受生命保険会社

この保険の引受生命保険会社は、以下のとおりです。
大樹生命保険株式会社　本店：〒100－8123　東京都千代田区大手町２－１－１

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）
無配当医療保障保険（団体型）

・この『特に重要なお知らせ（注意喚起情報）』は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者およびこどもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
・各項目の詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、P17の「特に重要なお知らせ（契約概要）」についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことがらについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

1．健康状態について、加入申込者ご本人がありのままを告知してください（告知義務）。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受生命保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、配偶者やこどもが加入される場合には、その配偶者やこどもにも内容を周知いただきますようお願いいたします。

2．生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しいただいても告知したことになりません。

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

3．傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするものではありません。

引受生命保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

4．告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、給付金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。解除した場合には、給付金はお支払いできません。また、すでに払い込まれた保険料は返金されません。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる１年経過後にも取消しとなることがあります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

1．お申込みの撤回について

この保険へのご加入のお申込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

2．責任開始期について

・ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受生命保険会社がご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は所定の「加入（増額）日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件（加入者数等）を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
・生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3．返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

4．給付金をお支払いできない主な事由について

給付金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。詳細は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
＊保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失　＊被保険者の犯罪行為
＊被保険者の精神障害を原因とする事故　＊被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
＊被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
＊被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
＊被保険者の薬物依存　＊地震・噴火または津波　＊戦争その他の変乱
＊告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
＊保険契約者または被保険者に詐欺の行為または給付金の不法取得目的があって保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき
＊入院・手術等の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、加入（増額）日から起算して2年を経過した後に開始した入院・手術については、加入（増額）日以後の原因によるものとして入院給付金・手術給付金をお支払いします
＊保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

5．生命保険契約者保護機構について

この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
（お問い合わせ先）生命保険契約者保護機構　TEL:03-3286-2820
ホームページアドレス：https://www.seihohogo.jp/

6．信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。

7．個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、ご加入者さまの個人情報をお取扱いします。ご加入の際には、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照いただき、同意のうえお申込みください。

8．お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

●お手続きおよびご照会窓口について
この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。
●給付金のお支払いに関するお手続きについて
・代理請求人について
三大疾病診断給付特約・介護給付特約に加入している主契約の被保険者が三大疾病診断給付金・介護給付金の支払事由に該当した場合で、当該被保険者が三大疾病診断給付金・介護給付金を請求できない特別な事情があるときは、当該被保険者の同意を得て所定の範囲内であらかじめ指定した「代理請求人」が、被保険者の代理人として請求することができます。代理請求人に対してお支払事由および代理請求ができる旨お伝えください。
※代理請求人として指定できるのは次のいずれかの方です。
①被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
②被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の３親等内の親族
※指定された代理請求人がご請求時に上記①②の条件に該当しない場合、指定は無効となります。また、加入時に指定した代理請求人は変更することができます。
※申込書に代理請求人の指定がない場合には代理請求はできません。
・給付金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、給付金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。
・お支払い事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットの該当箇所にも記載しておりますので、併せてご確認ください。
・給付金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。
［保険契約者連絡先］
公益社団法人　日本鍼灸師会　事務局　TEL 03-5944-5089
●ご相談・苦情窓口について
この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。
［引受生命保険会社連絡先］
大樹生命保険株式会社　法人サポートグループ　03-6831-8867

9．生命保険協会の「生命保険相談所」について

P17の「特に重要なお知らせ（契約概要）」をご参照ください。